

緑化推進連絡会議の設置について

昭和 5 8 年 3 月 1 日閣議決定
昭和 5 9 年 6 月 2 9 日一部改正
昭和 6 1 年 6 月 2 4 日一部改正
平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日一部改正

- 1 国土の緑化に関し、関係行政機関相互の緊密な連絡を図り、もって総合的かつ効率的な諸施策を推進するため、農林水産省に緑化推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

議 長	農林水産大臣
副議長	国土交通副大臣
構成員	内閣府大臣官房政府広報室長
	総務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	文部科学省生涯学習政策局長
	農林水産省生産局長
	林野庁長官
	経済産業省大臣官房地域経済産業審議官
	国土交通省土地・水資源局長
	国土交通省都市・地域整備局長
	環境省自然環境局長
- 3 連絡会議に幹事を置くものとし、幹事は、関係行政機関の職員で議長が指定した官職にある者とする。
- 4 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員又はその他関係者の出席を求めることができる。
- 5 連絡会議の庶務は、国土交通省都市・地域整備局の協力を得て、林野庁において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。